

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成30年10月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800056号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800009号

第1 結論

平成7年4月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月から平成8年3月まで

私は、請求期間当時、学生であったため、父が、A市役所かA社会保険事務所(当時)で、国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれたが、年金記録では、請求期間について、保険料が免除ではなく、未納となっている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料の免除申請手続きに関与しておらず、その手続きを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっており、事情を聴取することができないため、請求者の請求期間当時の免除申請手続きに関する状況は不明である。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の請求期間前後の平成6年度及び平成8年度に係る国民年金保険料の免除申請手続きは、いずれの年度も5月に行われていたことが確認でき、当該免除申請手続きが適切な時期に行われていたことを踏まえると、請求者の父親が請求期間の免除申請手続きのみを失念したとは考え難い。

また、請求者から提出された「学位記」(写)により、請求者が4年制の大学を平成9年3月に卒業したことが認められる上、請求者の学生期間において、請求者及び親元世帯の生活状況に大きな変化は認められないことから、請求期間においても国民年金保険料の免除基準に該当していたものと推定される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。